

防衛医科大学校達第5号

防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条の規定に基づき防衛医科大学校における公印に関する達を次のように定める。

昭和49年3月15日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

防衛医科大学校における公印に関する達

改正 昭和49年10月 4日達第15号 昭和56年 4月 3日達第 1号
昭和50年 4月 2日達第 3号 平成 8年10月 1日達第10号
昭和50年 9月 1日達第 7号 平成19年 1月 9日達第 1号
昭和51年 5月10日達第 2号 平成28年 3月31日達第 9号
昭和52年 4月18日達第12号 平成29年 3月30日達第 3号
昭和53年 6月 2日達第 7号 令和 5年 6月30日達第 3号

（趣旨）

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）において使用する公印の区分、寸法及び登録について必要な事項を定めるものとする。

（公印の区分及び寸法）

第2条 大学校において使用する公印の区分、寸法及び彫刻する文字は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

（登録）

第3条 事務局総務部総務課長は、公印登録簿を備え、公印の印影を登録しなければならない。

附 則

この達は、昭和49年3月15日から施行し、昭和48年11月27日から適用する。

附 則

この達は、昭和49年10月4日から施行する。

附 則

この達は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則

この達は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、昭和53年6月2日から施行する。

附 則

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	寸 法	彫 刻 す る 文 字
事 務 局 長 の 印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校事務局長
医学教育部長の印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校医学教育部長
病 院 長 の 印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校病院長
病 院 長 の 印	20ミリメートル平方	防衛医科大学校病院長印病院運営課所掌事務専用
事務局総務部長の印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校事務局総務部長
事務局企画部長の印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校事務局企画部長
医学教育研修センター長の印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校医学教育研修センター長
学 生 部 長 の 印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校学生部長
図 書 館 長 の 印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校図書館長
防衛医学研究センター長の印	23ミリメートル平方	防衛医科大学校防衛医学研究センター長
事務局総務部総務課長の印	23ミリメートル平方	防衛医科大学校事務局総務部総務課長
病院事務部長の印	23ミリメートル平方	防衛医科大学校病院事務部長
病院事務部病院運営課長の印	23ミリメートル平方	防衛医科大学校病院事務部病院運営課長

備考：彫刻する文字の末尾に「印」又は「之印」を加えることができる。

別表第2（第2条関係）

区 分	寸 法	彫 刻 す る 文 字
病 院 の 印	30ミリメートル平方	防衛医科大学校病院

備考：彫刻する文字の末尾に「印」又は「之印」を加えることができる。